

個別労働紛争の解決の促進を図ること (施策番号IV-4-1)

厚生労働省 雇用環境・均等局
総務課 労働紛争処理業務室

個別労働関係紛争解決制度の概要

- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）により、平成13年10月から実施。

◀都道府県労働局の個別労働関係紛争解決制度▶

- 無料で個別労働紛争の解決援助サービスを提供し、個別労働紛争の未然防止、迅速な解決を促進することを目的として、以下のサービスを実施。
 - ・ 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
 - ： 法令や判例を知らないことや誤解に基づく個別労働紛争について、未然防止・早期解決のため、労働者・事業主からの相談に専門の相談員が対応。
 - ・ 都道府県労働局長による助言・指導（注）
 - ： 都道府県労働局長が、紛争当事者に対し問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進するもの（行政指導と異なり、何らかの措置を強制するものではない）。
 - （注） 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の施行に先立ち、労働基準法改正により平成10年10月から実施
 - ・ 紛争調整委員会によるあっせん
 - ： 弁護士、大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家により組織された紛争調整委員会が、双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には、両者に対して、事案に応じた具体的なあっせん案を提示。

◀都道府県労働局のあっせんの特徴▶

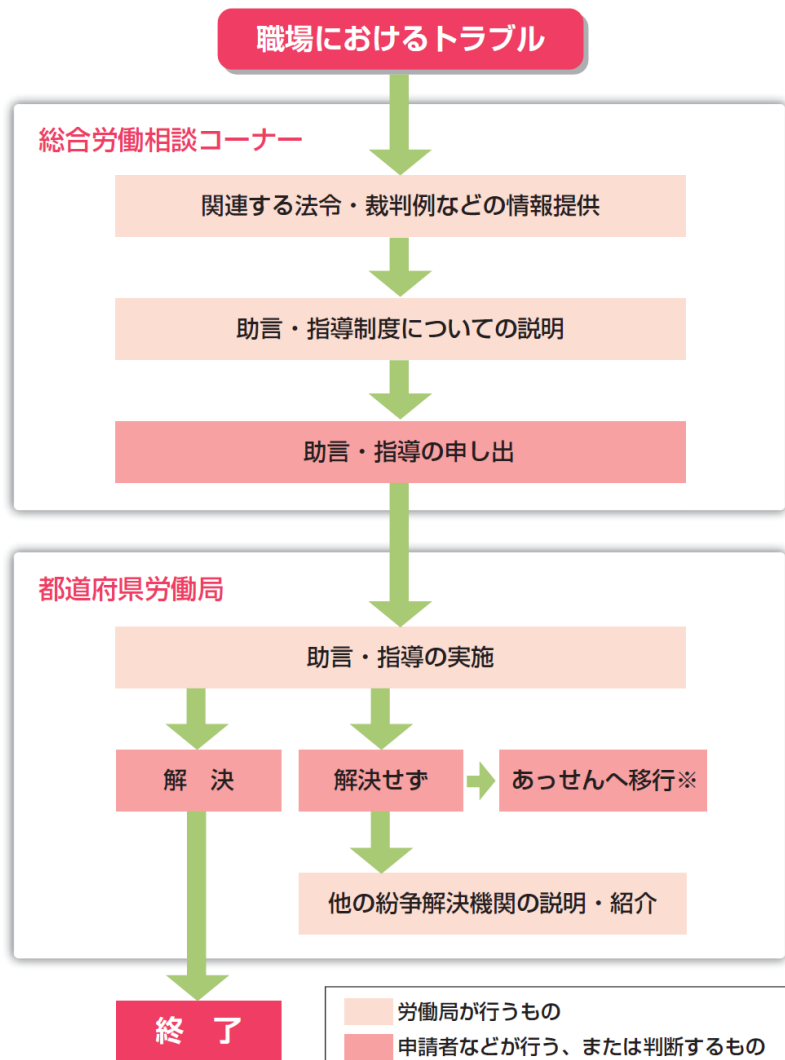
- ・ 手続きが裁判に比べ、迅速かつ簡便。
- ・ 弁護士、大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家が担当。
- ・ 訴訟提起に際して、あっせん申請時に提起があったものとみなす「時効の中断」の効果がある（※1）。
- ・ 紛争当事者間で合意したあっせん案は、民法上の和解の効力を有する。
- ・ 手続きは非公開、紛争当事者のプライバシーを保護。
- ・ 労働者があっせんを申請したことによる不利益な取扱いが法律で禁止。
- ・ 紛争当事者の一方が参加の意思がないことを表明したときは、手続きは打ち切りとなる（※2）。

（※1） 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第16条

（※2） 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第15条・個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成13年厚生労働省令第191号）第12条

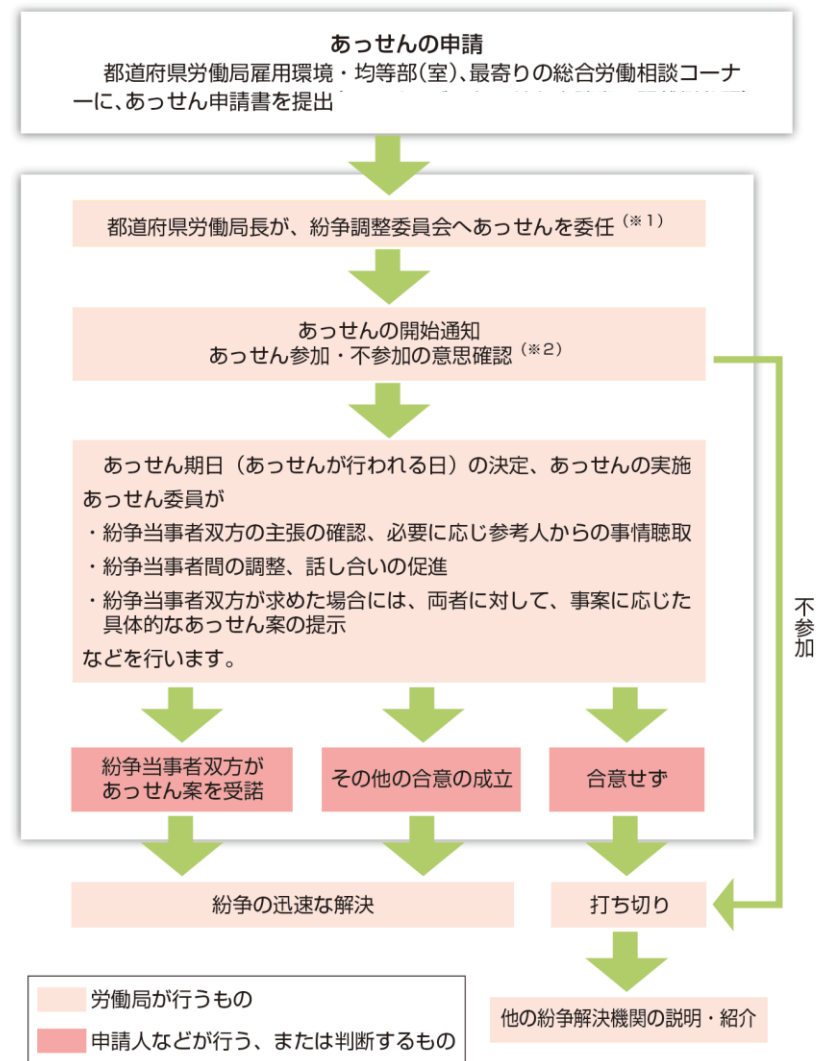
個別労働関係紛争解決制度の手続の流れ

都道府県労働局長による助言・指導の手続きの流れ



※助言・指導を行うも紛争の解決に至らなかった場合、他の解決手段としてあっせん手続きや他の機関の制度を利用することが可能ですが、あっせん申請するにあたって、必ずしも、その前段階の手続きとして助言・指導の手続きが必要となるわけではありません。

紛争調整委員会によるあっせん手続きの流れ



(※1) 必要に応じて申請人から事情聴取などを行い、紛争に関する事実関係を明確にした上で、都道府県労働局長が紛争調整委員会にあっせんに委任するか否かを決定します。

(※2) あっせん開始の通知を受けた一方の当事者が、あっせんの手続きに参加する意思がない旨を表明したときは、あっせんは実施せず、打ち切りになります。

個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条】

総合労働相談コーナー 都道府県労働局及び労働基準監督署に設置 | 全国379か所

令和元年度 総合労働相談件数 118万8,340件

うち、○法制度の問い合わせ (76万9,705件)

○労働基準法等の違反の疑いがあるもの (19万6,272件)

○民事上の個別労働紛争相談件数 (27万9,210件)

- | | | |
|----|------------|---------|
| 内訳 | ① いじめ・嫌がらせ | 87,570件 |
| ※1 | ② 自己都合退職 | 40,081件 |
| | ③ 解雇 | 34,561件 |

関係機関

- 都道府県
 - ・労政主管事務所
 - ・労働委員会
- 裁判所
- 法テラス 等

情報提供
連携

取次ぎ

労働基準監督署
公共職業安定所 等

関係法令に基づく
行政指導等

申出

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条】

労働局長による助言・指導

○申出件数 (9,874件)

- | | | |
|----|------------|--------|
| 内訳 | ① いじめ・嫌がらせ | 2,592件 |
| ※1 | ② 自己都合退職 | 949件 |
| | ③ 解雇 | 892件 |

・話合いの促進
・解決の方向性
示唆

○処理件数 (9,902件) ※2

助言・指導の実施 (9,512件)
取下げ (257件)・打切り (122件)
その他 (11件)

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条】

紛争調整委員会によるあっせん

○申請件数 (5,187件)

- | | | |
|----|------------|--------|
| 内訳 | ① いじめ・嫌がらせ | 1,837件 |
| ※1 | ② 解雇 | 1,073件 |
| | ③ 雇止め | 479件 |

あっせん委員
(弁護士等)に
よる紛争当事
者の合意形成

○処理件数 (5,163件) ※2

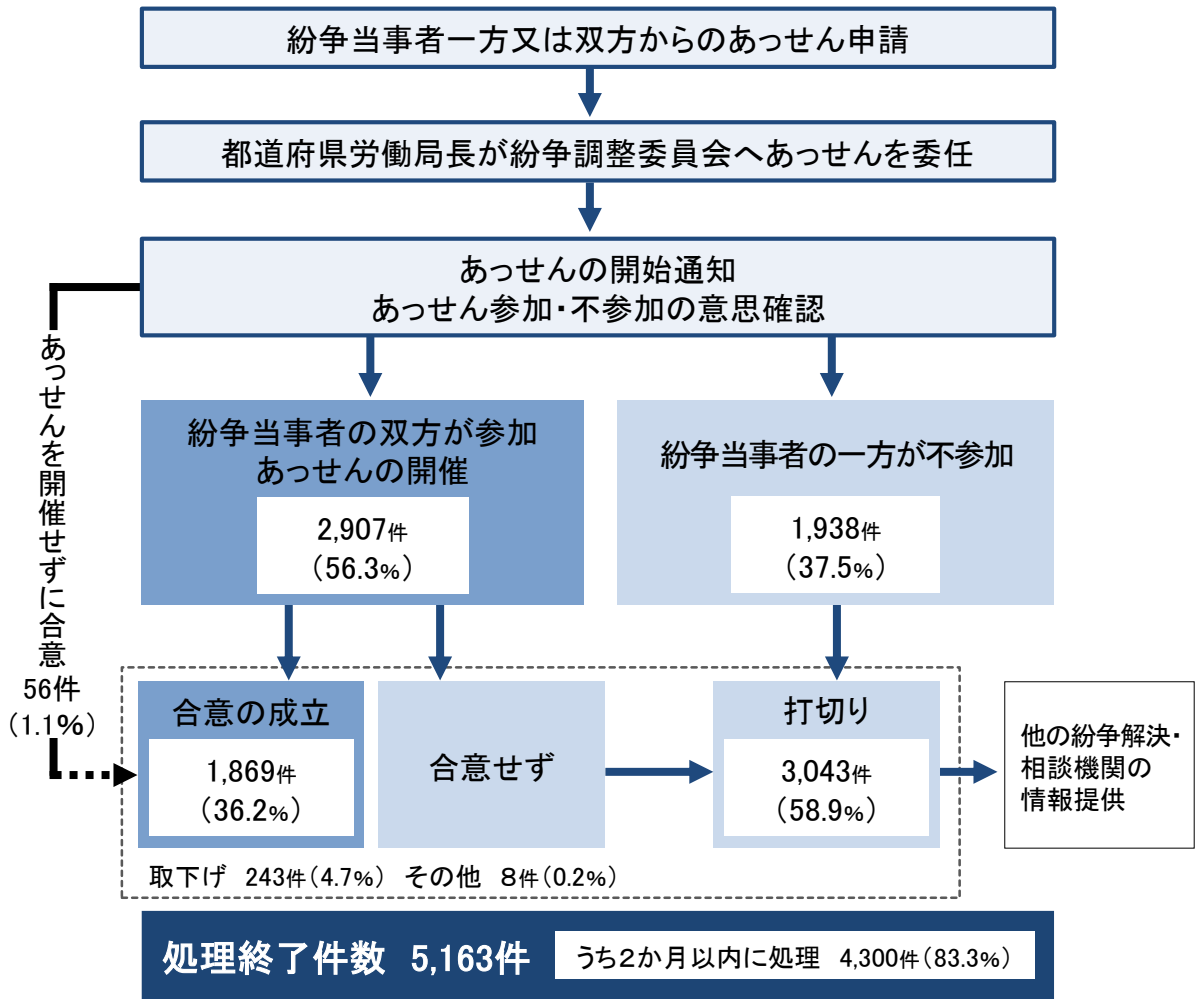
合意の成立 (1,869件)
取下げ (243件)・打切り (3,043件)
その他 8件

※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

あっせん手続きの流れ及び処理状況

※()内は処理終了件数5,163件に占める比率



【紛争当事者双方のあっせん参加率の推移】

参加率	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
紛争当事者双方のあっせん参加件数 ／手続き終了件数	55.0%	54.2%	57.0%	56.8%	56.9%	56.9%	56.3%

【あつせんにおける合意率の推移】

合意率	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
合意成立件数 ／手続き終了件数	39.1%	37.6%	39.3%	39.4%	38.3%	38.1%	36.2%
あつせん開催による合意成立件数 ／紛争当事者双方のあつせん参加件数	67.1%	66.0%	64.5%	66.4%	65.8%	65.7%	62.4%